

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

氏名		変更事項		変更前	変更後
所在地	名称	所在地	名称		
田島 美紀	西澤 総子				
施術所		施術所			
所在地	名称	所在地	名称		
本庄市寿一―二一―一	セリオ治療院	(追加)	(追加)		
川越市脇田本町二―一―二ウイステリア川越二〇三号	埼玉川越店 在宅・訪問マッサージ治療院オネスト	鴻巣市本町四―五―九新井ビル一〇三号室	KEIROW鴻巣ステーション		